

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針  
～ 当面5年間（R6～R10）の考え方 ～

深 川 市

本市の森林面積は32,441ヘクタールで、総面積の61%を占めており、その内市有林は2,131ヘクタールあり、市有林を除く一般民有林（私有林等）は17,414ヘクタールあります。本市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向け、これまで国や道の森林整備事業や市単独事業などにより森林の整備を進めてきました。一方で、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本市としては、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用し、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本市の私有林等では、その森林の7割（全国：3割）で森林経営計画が作成され、この計画に基づき、森林組合に委託するなどして計画的かつ適切に森林の整備が行われていますが、一部では整備が行き届かない森林もあります。このため、手入れが行われていない森林の所有者に対しては、市が行う意向調査等により森林の管理等の把握に努めるとともに、意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけを行うなど、地球温暖化や山地災害の防止、木材の安定的な供給に貢献する森林の整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

市内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業者登録制度に登録している事業者は4社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 木材利用の促進

市内のカラマツなどの人工林資源は利用期を迎える中、市内にはチップ工場が1社のみで製材工場がなく、市内の森林から産出された木材の多くは、製紙用チップや輸送用資材の原料などとして他市町村へ出荷されています。このため、市内の公共施設などの木造化・木質化の促進、木製品の導入、木質バイオマスのエネルギー利用など、木材の有効利用を促進します。

4 普及啓発

地球温暖化や山地砂災害の防止などの森林の果たす役割や森林の整備の必要性などについて、市民理解の促進を図ることが必要です。このため、市有林などを活用した森林環境教育や植樹活動のほか、団体等が行う木育活動に支援するとともに、乳児に木に触れ親しむ機会を創出するなど、木育を推進します。